

## 6. 交付決定～完了実績報告までの手続きについて

Q1	交付決定は、いつになりますか。	
A1		交付申請書の審査日数の目安を「30 日」としています。 不備不足があった場合、当財団から事業担当連絡先に記載された担当者に連絡します。 要件を満たすことが確認された以降に当財団から『交付決定通知書』を送付します。 『交付決定通知書』と同時に『遂行状況報告書（月次報告）』提出の依頼文書を同送することがあります。
Q2	補助事業の実施期間中、財団への連絡は必要ですか。	
A2		遂行状況報告書（月次報告）等の提出を求めることがあります。月次報告の場合は、翌月の 5 日を目安としてメールで提出してください（郵送は不要）。メール機能をお持ちでない方は、郵送による報告をお願いします。 ただし、申請内容と異なる事象が発生した場合、直ちに当財団に連絡し、当財団の指示に従ってください。
Q3	発注（契約）は、交付決定前に行っても良いですか。	
A3		交付決定前に発注した部分は、補助対象外となります。交付決定後に発注（契約締結）してください。
Q4	交換事業において、交付決定前に、変圧器メーカーを決定しても問題ないですか。	
A4		交付決定前に変圧器メーカーを決定しても問題はありません。 ただし、発注先の決定に際しては競争により決定する必要があり、また、発注日は、交付決定日以降とする必要があります。

Q5	発注（契約）先の選定において、「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどのようなことですか。また、1 者見積りで発注（随意契約）は可能ですか。	
	A5	競争入札、もしくは、2 者以上による相見積もりが必要です。 随意契約による場合は、事前に「随意契約協議書」並びに「選定理由書」を当財団に提出し、当財団の承認を得る必要があります。ただし、「付き合いが長い」や「近所である」といった理由では承認できません。
Q6	調査交換事業で、調査の結果、PCB 汚染がある変圧器の台数が申請より少なくなった場合、手続きが必要ですか。	
	A6	速やかに当財団に報告し、財団の指示に従ってください。
Q7	完了実績報告書は、いつ提出すれば良いですか。	
	A7	以下の期日までに事業を完了し、完了実績報告書を提出する必要があります。 ●事業完了期限：令和 9 年 1 月 20 日（水）までを目途（事業完了は、原則支払を完了した日とします） ● 完了実績報告書：事業完了日から 30 日以内、又は、令和 9 年 1 月 29 日（金）のいずれか早い方の日
Q8	補助事業の実施期間とは、何を指しますか。	
	A8	発注日から発注先への支払い完了日までとなります。